

湯河原町漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）及び湯河原町漁港管理条例（昭和60年湯河原町条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入出港の届出)</p> <p>第14条 条例第16条の規定による入出港の届出は、入出港の届出書（様式第28号）により行うものとする。ただし、国際航海に従事する船舶については<u>漁港漁場整備法施行規則</u>（昭和26年農林省令第47号）第8条の2に規定する様式により行うものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）及び湯河原町漁港管理条例（昭和60年湯河原町条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入出港の届出)</p> <p>第14条 条例第16条の規定による入出港の届出は、入出港の届出書（様式第28号）により行うものとする。ただし、国際航海に従事する船舶については<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則</u>（昭和26年農林省令第47号）第8条の2に規定する様式により行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>	